

第15章 情報公開・説明責任

【到達目標】 大学は、学生納付金や国からの助成金を主たる収入源として成り立つ公共高等教育研究機関とであるから、学生や国民全体への説明責任を果たし、大学運営の透明性を確保することを主眼として、必要な情報を公開し、その社会的責任を果たさなければならない。聖学院大学では、このような観点から、「大学情報の提供」と「個人情報の開示」を2本柱とする情報公開を行う。

具体的には、「大学情報の提供」は、大学事務局窓口等への文書の備え置きやホームページへの掲載によって、教育研究諸活動、点検評価結果、財務状況等に関する情報を公開する。また、本学では学生、保証人、卒業生、教職員などに関する膨大な個人情報を保有するが、これらの情報の収集や管理、活用は細心の注意が払われるべきであると同時に、「個人情報の開示」請求に対しても、適切に対応していかねばならない。したがって、そのためのルールやシステムの構築と、そのルールに基づく適切な運用を当面の目指すべき目標とする。

以上の聖学院大学が掲げる目標を踏まえて、ここでは以下に示す点を特に意識した点検・評価を行う。

- ① 聖学院大学における教育研究活動や財務の状況は適切に公開されているか。
- ② 自己点検・評価や外部評価の結果は、適切に公表・外部発信されているか。
- ③ 個人情報公開請求に関する規程が整備され、規程に基づく適切な対応が行われているか。

1 財政公開

1) 財政公開の状況

(A群:財政公開の状況とその内容・方法の適切性)

【現状の説明】 本学における財政状況に関しては、予算および決算についての説明責任の観点から、可能な限り分かりやすい表記方法により情報公開することを目標としている。こうした基本姿勢により、従来から、法人全体の「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」を教職員、在校生、保護者を対象として発行している『聖学院報』に掲載してきた。

さらに、2005年度からは学校法人聖学院のホームページ上に『聖学院報』の掲載を開始したことにより、上述の財政状況に関する一連の情報は、卒業生を含む社会全般に対して公開されたことになる。

【点検・評価】
【課題・方策】 2005年4月1日に「私立学校法」の一部が改正されたことに伴い、法人全体の「監査報告書」、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」、「事業報告書」を大学事務局内に設置し、これを閲覧に付すこととなった。

財政状況を示す主たる指標である「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照

表」については、ホームページ上での公開という方法をとっていることにより、不特定多数によってどこからでもアクセスされうるという意味で透明性の高い公開方法であるといえるだろう。これらの取り組みにより、2005 年度以来、財政状況全般についての情報公開が適切になされていると考えている。

しかし現在までのところ、「財政情報の公開に係わる規程」はまだ整備されていない。今後は、「規程」の制定に向けた準備が早急になされることが必要である。

2 自己点検・評価

1) 自己点検・評価結果の学内外への発信

(A群:自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性)

【現状の説明】 1991 年度より毎年刊行されている『聖学院大学（教員）活動報告書』は、学内の全教職員にはもちろん、希望者には学生や父母にも配布している。学外ではキリスト教学校教育同盟所属大学、私立大学連盟所属大学、埼玉県内の大学などに配布、県内高校にも約 100 部を配布し、学内外の貴重な意見を吸収している。

また大学基準協会への加盟申請に際して作成した『1999 年度聖学院大学点検評価報告書』は『聖学院大学（教員）活動報告書』と同様に、学内では全教職員に配布すると共に、国内の関係諸機関に送付した。他方、『追補版』及び『改善報告書』は大学運営委員会委員に配布した。

しかし、2004 年度に刊行した授業アンケートの回答集『授業アンケートに答えて』は執筆した全教員には配布したが、学生や父母には配布せず、学生は各アドバイザー・クラス、図書館、教務課、学生課、総務課の窓口で閲覧することとした。それは、個々の教員の授業アンケートの結果や授業に対する学生の生の声である自由記述に教員が答えているため、プライバシー保護の観点からの決定であった。

今回の本『聖学院大学点検評価報告書』はもちろん学内外に公表する予定である。

【点検・評価】 自己点検・評価の『報告書』は、もちろん公表を前提として作成されている。しかしそれはまた自己の至らなさを認め反省する偽りなき誠実な記録でもなければならない。社会やマスコミは大学を注目しており、至らなさを強調は、時には大学の信用失墜にも繋がりがねない。誠実な実情認識と大学の名誉、このジレンマの中で大学はいかに点検・評価の結果を学内外に公表するのが妥当なのであろうか。

聖学院大学では、自己点検・評価の結果は公表し、「授業アンケート」の『回答集』は授業に対する学生の生の声を取り上げていることから、制限付きの公表とした。学生の中には教員を誤解する者も誹謗する者があるので、その表現が一人歩きをすることには警戒しなければならないし、大学は学生の権利を守ると同時に教員をも守らなければな